

2. 関係主体へのヒアリング調査結果

(1) 実施概要

① 実施目的

これまでの調査結果を踏まえ、修学旅行の誘致や参加・体験型学習プログラム等の可能性に対する地元の意見や考えについて把握することを目的に、地元関係者を対象とした意見交換会を実施した。

② 参加メンバー

北方領土隣接地域の地方自治体における北方領土関連及び観光関連のセクション、北海道、北方領土啓発施設に加え、本調査で設置している「修学旅行等における参加・体験型学習プログラム検討委員会」の委員が参加した。

なお、意見交換会の参加メンバーは下表のとおりである。

図表 IV-5 意見交換会参加メンバー

<p>■ 地方自治体</p> <ul style="list-style-type: none">・根室市北方領土対策課、根室市観光協会・別海町総合政策課、商工観光課・中標津町総務課、経済振興課・羅臼町総務部総務企画財政課・標津町商工観光課・北海道
<p>■ 北方領土啓発施設</p>
<p>■ 修学旅行等における参加・体験型学習プログラム検討委員会委員</p>

(2) 議事概要

① 北方領土啓発施設での参加・体験型学習プログラムの一層の充実に係る取り組み

- ・北方四島交流センターの交流ホール（約 180 名）を除くと、各北方領土啓発施設の受入可能な人数は小さく（北方館：最大 50 名、国後展望塔：約 30 名、北方領土館：20～30 名、別海展望塔：20～30 名程度等）、学年単位など大規模な受入は困難な状況にある。こうした中、公設の学習センターを活用して、北方領土問題に関するセミナーを実施している地方自治体もある。また、施設に依存しないプログラム（町から島を展望等）や、北方領土隣接地域で受入をシェアすることで、多様な参加・体験型学習プログラムを提供できる可能性があることも指摘された。
- ・北方領土啓発施設の受入のキャパシティの問題により、修学旅行のみならず大人数で同じ

内容の参加・体験型学習を実施することは困難な状況にある。一方で、北方領土学習の教育効果、参加・体験型学習の充実等の観点から、少人数での実施の有効性が指摘された。

- ・ 取材学習に関しては、受入実績のある地方自治体もあり、これらの地方自治体では事前に取材先が明確にできる等の条件であれば対応可能との認識である。

＜ヒアリング結果要旨＞

■ 北方領土啓発施設の受入キャパシティの小ささがネックとなっている

- * 最大 50 名の受け入れは可能であるが、それ以上は困難。北方四島交流センターでは、ワークショップが出来る程度の受入は可能なので、北方四島交流センターと連携した誘致活動は可能と感じている。(北方領土啓発施設 A)
- * 交流ホールには、約 180 名収容することができるため、ワークショップなどを開催することは可能。(北方領土啓発施設 B)
- * 国後展望塔で 1 回に学習できるのは 30 名程度。(自治体 D)
- * 町から北方領土の国後島を見せたり、船に乗って国後島の間近まで行ったりする参加・体験型学習プログラムも考えられるので、施設は小さいが、修学旅行の受入は対応できるのではないか。(自治体 D)
- * 当自治体にある北方領土啓発施設は 20～30 名しか入れないので、セミナーを行う際には、公設の学習センターを活用している。(自治体 E)
- * 独立行政法人北方領土問題対策協会が所有する当自治体内の施設の受入可能人数は、20～30 名程度である。(自治体 B)
- * 1 自治体のみでは受入は難しいが、分散すれば色々な参加・体験型学習プログラムが展開可能なのではないか。宿泊場所を利用した参加・体験型学習プログラムも展開可能ではないか。(自治体 A)
- * 修学旅行では 1 クラス 40 人単位になることが多いので、ある程度のキャパシティが必要になるが、そうした部分がまだ整っていない状況にある。(自治体 F)

■ 少人数での参加・体験型学習の重要性が指摘されている

- * 北方領土学習については、少ないグループで対話をする時間のほうが、教育効果は高いと感じている。(自治体 E)
- * 基幹産業である酪農業と漁業での参加・体験型学習プログラムの受入は少し遅れている。キャパシティが小さく大人数を受け入れられない状況にあるため、1 人 1 人が同じ体験をしたいとの要望が来た場合には限界がある。(自治体 B)
- * 参加・体験型学習プログラムの内容は人数によって変わってくる。一度に大人数は難しいが、複数テーマの参加・体験型学習プログラムは用意して受け入れることはできる。(自治体 D)

■ 取材学習には対応できる可能性がある

- * ワークショップ開催に当たって、高校生向けの事前学習を何度か行った。事前学習では、元島民の方に地元の高校生がインタビューをするという取り組みを、地元の青年会議所と連携して行った。(自治体A)
- * グループ学習として、当自治体について勉強をしたいという大阪の学校からの依頼があった。その際には、事前に行く場所を聞いて、その場所に受入のお願いをしたことがある。事前に訪問場所が分かっていたら、学校の意図を汲み取ることが出来る。(自治体A)
- * 以前、京都から150~160名の修学旅行を受け入れていた時期には、子供たちにメモ帳を渡して、予め学校で勉強したテーマに基づいて、地域の人にインタビューを実施していた。こうしたオーダーがあれば、十分に対応できる。(自治体E)

② 北方領土隣接地域への修学旅行誘致と北方領土啓発施設利用活性化に向けた地域一体となった取り組み

- ・ 修学旅行に関する問い合わせは、現状ではまずは根室市に入り、周辺市町の担当者レベルで調整してプログラムをコーディネートしている状況である。受入体制については、ある程度の体制を構築している地方自治体もあれば未整備の地方自治体もあり、北方領土隣接地域内でも体制面に温度差がある。その一方で、旅行代理店から地域としての窓口の一本化が求められている。
- ・ こうした状況に対し、観光分野で周辺市町の協力が得られればとの前提で、「北方領土隣接地域振興対策根室管内市町連絡協議会」がその機能を担うことの可能性が示唆された。
- ・ 修学旅行の誘致に向けては、校長等ではなく、訪問先を決定する実質的な権限を有する学年主任への営業の必要性が認識されている。旅行代理店に関しては、現地の営業マンへの営業の必要性も指摘されている。この他、旅行代理店の研修を兼ねたモニターツアーや、社会科の先生を中心とする学校関係者を対象としたモニターツアーは、修学旅行誘致の呼び水になる可能性があるとして、その実現が期待されている。

<ヒアリング結果要旨>

■ 修学旅行の受入窓口の弱さが課題となっている

- * 受入の依頼は、まずは当自治体に連絡が入る。それを受けて、周辺市町を含めたプログラムをコーディネートするといった方法になっている。具体的な体制を作っている訳ではないが、日常的に周辺市町の担当者レベルで連絡を取りながら、プランを検討している。(自治体A)
- * まず、窓口となった地方自治体に連絡が入った後に当自治体に照会があり、与えられた時間配分等の中で調整してプランを作っている状況である。定期的な情報交換の場などはない。(自治体B)
- * 既に「根室地域修学旅行等誘致検討会」が立ち上がっており、修学旅行の受入に関しては、

当該検討会と連携を図るべきで、新たに関連組織を立ち上げる必要はない。(自治体C)

* 農協や漁協など 20 程度の団体によって協議会組織を組成している。当自治体にはない資源を使った参加・体験型学習プログラムに対する要望もあるので、北方領土隣接地域の地方自治体に協力をお願いしており、周辺市町が連携することの重要性は感じている。地域全体で魅力を発信しないと厳しいが、どの地方自治体が牽引役になるかという点で話が進まない状況にある。(自治体E)

* 「根室地域修学旅行等誘致検討会」のプログラムの中に北方領土を取り込むことが現実的であり、新たに組織を構築する必要はない。(自治体D)

* 北方領土隣接地域として、窓口を1本化してほしいとの旅行代理店からの要望がある。この場合、契約が出来るところが望ましいため、できれば民間の組織でという声がある。他の地域では、地方自治体に関与した民間のコーディネーター組織を立ち上げているところも多いので、当該地域でもそうした組織の立ち上げを検討しているところ。(自治体F)

* 既に地方自治体単位で誘致組織を設けているところがある中で、別の主体を作ることがよいのか、別主体を作るのであれば地域振興の観点をどうするのか、という点について今後議論が必要になる。(自治体F)

* 修学旅行を誘致するための新たな組織が立ち上がるまでの間、既存の「北方領土隣接地域振興対策根室管内市町連絡協議会」が担うのは、観光振興が含まれていることから、対応が難しいところもあるが、北方領土学習を取り入れた修学旅行の誘致として、「同連絡協議会」が窓口となり、北方領土隣接地域の地方自治体や各観光協会と連携できれば対応は可能であると思う。(自治体A)

■ 修学旅行誘致に向けた戦略的な営業の必要性が認識されている

* 修学旅行の訪問先は学年主任が権限を持っており、学年主任の先生などに興味を持ってもらえるような営業の必要性を感じている。旅行代理店に関しても、現地を回っている営業の方に知ってもらうことが重要であると感じている。(自治体A)

* 今年から広島の中学生を対象に出前講座も開始した。広島県の教育者会議の教員の方に協力してもらっており、こうした活動が修学旅行の誘致に繋がる可能性もあり、息の長い取り組みとして継続したい。(自治体A)

* モニターツアーに関しては、旅行会社のニーズが高い。社会科の先生など学校関係者も含めることができれば、修学旅行の誘致に向けた啓発効果は高いと思う。(自治体A)

③ 北方領土隣接地域における民泊への対応可能性

- ・ 一部の北方領土隣接地域の地方自治体において、民泊の受入実績があるものの、受入先の農家等の確保には苦慮している。また、大人数になると、民泊での受入は難しい状況にある。

<ヒアリング結果要旨>

■ 受入可能な農家等の確保がネックとなっている

- * 北方領土隣接地域の宿泊施設は、一部の地方自治体を除き分宿になる。分宿の体制を整えて、魅力ある宿泊施設（小さい施設でも民泊と同様の体験ができる等）がある地方自治体もある。他でも同様の分泊体制ができれば、受入のキャパシティが広がる可能性はある。（自治体F）
- * 平成18年から多い年で年間5回程度、酪農や漁業等を行っている一般の民家での民泊を受け入れている。人数が多い場合は、周辺自治体に協力をお願いしたこともあり、それでも足りなければ農家等を1軒1軒回って個別にお願いしている。（自治体E）
- * 民泊に対応するため、農業体験や農家民泊を受け入れている関係者が集まってグリーンツーリズムネットワーク協議会を組織した。立ち上げ当初は民泊に協力的な方が多かったが、ここ近年は、協力者が減ってきており、現状で受入可能なところは2～3軒である。このため、修学旅行で受け入れる際には、協議会のメンバー以外の農家に協力してもらっている状況なので、大人数の場合はお断りしている。（自治体B）
- * 民泊を受け入れた実績はない。旅行代理店からの要望はあるが、対応可能な漁協と不可能な漁協とがあり、特に、大人数での受入は難しいとの声がある。（自治体A）
- * 民泊に関しては、現時点で受け入れることは難しい。（自治体C）
- * 修学旅行で民泊を受け入れた実績はないと認識している。（自治体D）
- * 当自治体への宿泊を伴う修学旅行の8割が分宿で、多い時で6軒の宿泊施設に分散している。当初は1軒のホテルに泊まって先生が管理したいとの要望であったが、宿との交流を持つ中で、子供たちが満足していることを聞き、学校側も分宿に理解をいただいている。自治体としては、中身のサービスは統一して対応できるようにマニュアルを作成し、どの旅館でも満足できるサービスが提供できるように対応している。複数の旅館が協力してくれている。（自治体E）

(3) 地元関係者の認識や地域の実情から見た修学旅行の誘致に係る課題の整理

(2) の意見交換会での議論を踏まえて、地元関係者の認識や地域の実情から見た、北方領土隣接地域における修学旅行の誘致に係る取り組みへの示唆となる事項は以下のとおり整理される。

① 北方領土啓発施設での参加・体験型学習プログラムの充実に関する事項

■ 啓発施設の連携や既存の公的施設の有効活用、屋外活動の充実による受入規模の拡大

学年やクラスを単位として活動する修学旅行において、参加・体験型学習プログラムを提供する各啓発施設の受入規模の小ささが大きな問題となっている。

こうした状況に対し、北方領土隣接地域の各啓発施設が連携して受入規模を拡大することは有効であると言える。しかし、各啓発施設が分散して立地することから、受入規模によっては、拠点となる啓発施設近隣の既存公的施設の活用も有効な方策と考えられる。また、北方領土の望見など屋外における参加・体験型学習の充実も、受入規模の問題を解消する上では効果的と考えられる。

■ 少人数制による学習効果の高いプログラムの提供

北方領土問題というテーマの特性から、学習効果を高めるためには少人数によるプログラム提供の有効性が指摘された。

上記の啓発施設の受入規模や、新たな学習指導要領における学習方針等を踏まえると、取材学習など少人数で、かつ高い学習効果が見込まれる北方領土問題を含む複数テーマのプログラムを提供することは重要と考えられる。

② 地域の一体的な取り組みに関する事項

■ 既存の体制を活かした地域の受入窓口の一本化に関する検討

広域連携による観光や修学旅行の誘致に際して、旅行代理店等から地域としての受入窓口の一本化が求められている。

受入体制に関しては、北方領土隣接地域内でも修学旅行を誘致する組織等が設置されている地方自治体もあれば、無い地方自治体もあるなど差が生じている。また、観光振興の観点からの、広域連携による修学旅行誘致に関する取り組みが既に進められており、新たに北方領土隣接地域としての一元的な受入窓口を設置することには様々な意見がある。しかしながら、地域として修学旅行を誘致するためには、受入窓口の一本化が不可欠な要因であることから、既存の取り組みやそれに伴って形成されつつある既存の体制などを活かしながら、一本化に向けて取り組んでいくことが必要である。

■ ターゲットを絞った戦略的な営業活動の展開

修学旅行の誘致に際し、ターゲットを明確にした営業の必要性が指摘された。

具体的には、修学旅行先の決定権を有する学年主任の先生や旅行代理店の現場の営業マンを対象とした営業の有効性が認識されている。また、社会科を中心とする教員や旅行代理店を対象としたモニターツアーが修学旅行誘致に効果が高いことが指摘された。こうした営業活動も、地域として修学旅行を誘致するためには、地域が一体となって取り組むことが効果的と考えられる。

③ 民泊への対応に関する事項

■ 分泊、民泊の受入体制の確保と小グループ活動が可能な教育機関に着目した誘致活動

民泊対応に関しては、賛否はあるが既に受入実績がある北方領土隣接地域の地方自治体もある。こうした地方自治体では、民泊に対して肯定的であるが、受入規模と受入可能な民家の量的な問題が顕在化している。

このため、民泊に対応可能な農業や漁業等を営む一般の民家の確保に取り組むとともに、当該地域では宿泊施設も小規模であることから、こうした小規模宿泊施設による分泊での受入体制の確保も必要と考えられる。

なお、こうした取り組みによっても、管理上の観点から全校生徒が一つの施設で宿泊できることを条件とする学校を誘致することは困難と考えられることから、小グループでの活動が可能な教育機関に着目して誘致活動を展開することも必要となる。